

国は、5月14日には全国で39県について緊急事態措置を解除し、岩手県も緊急事態措置の対象外となりました。

感染者が確認されない状態を維持したまま、対象区域を解除となったことは、みなさまの感染症拡大防止に対するご理解とご協力によるものであり、心から感謝申し上げます。

県知事から要請されているところではありますが、私からも、不要不急の帰省や旅行など、特定警戒都道府県及び感染拡大注意都道府県との間の移動を控えていただくことや、特定警戒都道府県及び感染拡大注意都道府県からお越しになられた方には、緊急事態宣言が発令されている期間について、2週間の慎重な行動をお願いします。

そして、市民の皆さまには県外からいらっしゃる方々や県外ナンバーの車に対する過度な反応を控え、思いやりの心で冷静に対応いただくようお願いいたします。

特別定額給付金や子育て世帯への臨時特別給付金の支給につきましては、順次速やかな給付に向けて鋭意努めております。また、ひとり親世帯などへの給付金制度など、安心して生活できる新たな支援や、雇用の維持と事業の継続等を図るため、観光、飲食業、地場産業などの事業者に対するさまざまな支援策を併せて進めてまいります。

本県は緊急事態措置の対象地域から外れましたが、新型コロナウイルス感染症が未だ収束した訳ではありません。本市を含む岩手県においても、感染拡大を予防する「新しい生活様式」を一人ひとりの手によって生活や仕事、学びの場の中で定着させ、感染拡大の防止と社会経済活動の維持を両立させる取組が必要です。

これまでも行ってきた三密の回避と合わせ、国が示した「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗い」をはじめとした基本的な感染防止対策の実践となる「新しい生活様式」をみなさんの日常生活に取り入れ、両立に向けて御協力いただきますようお願いいたします。

令和2年5月18日

盛岡市新型コロナウイルス感染症対策本部  
本部長（盛岡市長） 谷 藤 裕 明